



## 商品売買契約約款

### 第1条(基本合意)

売買契約(以下「個別契約」という。)の締結に伴い、株式会社オアシススタイルウェア(以下「甲」という)と注文者(以下「乙」という)とは、以下の契約条項について合意するものとする。

### 第2条(個別契約の成立)

1 甲乙間の個別契約は、乙が甲に対して注文書を書面又は電子メールで送信する方法により発注し、甲が乙に対して注文請書を書面又は電子メールで送信する方法により承諾して成立する。

### 第3条(納品)

1 甲は、個別契約で定めた納期内に本件商品を乙の本店又は営業所において引き渡すものとする。ただし、代金の支払条件が前払いの場合は、乙の代金支払が確認できたことを条件として本件商品を引き渡す。

2 前項の納品に要する費用は、乙の負担とする。

### 第4条(検査)

1 乙は、本件商品の受領後、1週間以内に甲所定の検査方法及び基準に基づき受入検査を行い、合格した場合には引渡の完了とする(以下「検査」という。)

2 前項の受入検査において不合格となった場合には、乙は前項の期間内にその旨を書面又は電子メールにて甲に通知する。

3 甲は、前項の通知を受けたときは直ちに不合格品を引き取り、通知後2週間以内に自己の費用にて補修し又は代品を調達して納入するものとする。

4 乙が、第1項の期間内に第2項の通知を行わなかったときは、本件商品は、受入検査に合格したものとみなす。

### 第5条(所有権の移転)

本件商品の所有権は、代金の完済をもって甲から乙へ移転する。

### 第6条(危険負担)

1 乙は、本件商品の検査までに、両当事者の責に帰することのできない事由によりそれが滅失、毀損した場合には、その限度で代金支払義務を免れる。

2 検査後、甲の責に帰すべからざる事由により本件商品が滅失した場合、甲は売買代金請求権を失わない。

### 第7条(代金支払)

乙が代金の支払いを怠ったときは、支払期限最終日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を甲に支払う。

### 第8条(担保責任)

甲は、本件商品に第4条1項の受入検査で判明しなかった、種類又は品質に関して個別契約の内容及び適合しないものがあり、検査後6ヶ月以内に乙からの通知があったときには、

自己の負担において修補を行い、又は代品を納品する。

### 第9条(キャンセルの扱い)

乙は、第2条が定める個別契約が成立した後、当該個別契約で定めた発注をキャンセルする場合は注文請書通知日より3日以内に書面もしくはメールにてご連絡ください。

又は、乙が違約金として当該個別契約で定めた代金を甲に支払った場合には、この限りでない。

甲又は乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、該当した当事者は、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに相手方に対して債務を履行しなければならない。

① 個別契約の定めに違反し、相手方に対して催告したにもかかわらず、2週間以内に当該違反が是正されないとき

② 監督官庁より営業停止又は営業免許、営業登録若しくは許認可の取消等の処分を受けたとき

③ 自ら振り出し又は引き受けた手形若しくは小切手につき、不渡処分を受けたとき

④ 差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分若しくはその他公権力の処分を受けたとき

⑤ 特別清算、民事再生、会社更生の手続の開始、又は破産を申し立てられ若しくは自ら申し立て、又は特定調停を自ら申し立て、又は競売を申し立てられたとき

⑥ 事業の全部又は重要な一部を譲渡、廃止若しくは変更し、その他会社分割、合併又は解散の決議をしたとき

⑦ 株主構成の変動等により、従前の会社との同一性を有しなくなると認められるとき

⑧ 資産、信用状態が悪化し、個別契約上の債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき

⑨ その他、個別契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき

### 第10条(履行の停止、解除)

1 甲及び乙は、相手方が前条各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知、催告を要することなく、個別契約の全部又は一部について履行を停止し、個別契約を解除することができる。

2 前項の場合、契約を解除された当事者は、解除によって解除をした当事者が被った損害の一切を賠償するものとする。

### 第11条(権利義務の譲渡禁止)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、個別契約により生じた契約上の地位を移転し、又は個別契約により生じた自己の権利義務の全部又は一部を、

第三者に譲渡し、若しくは第三者の担保に供することはできない。

### 第12条(守秘義務)

1 甲及び乙は、個別契約に関連して知り得た相手方の営業情報、顧客情報、その他一切の情報を漏洩してはならず、また、個別契約の履行の目的以外に使用してはならないものとする。

2 以下の各号のいずれかに該当する情報については、甲及び乙は前項の義務を負わないものとする。

① 情報の開示の時点で、すでに公知である情報

② 情報の開示の後、情報の開示を受けた当事者の責に帰すべき事由によらず、公知となった情報

③ 情報の開示の以前から、情報の開示を受けた当事者が適法に所持していた情報

④ 情報の開示の後、情報の開示を受けた当事者が、第三者より秘密保持義務を負わず適法に入手した情報

### 第13条(反社会的勢力との取引解除)

1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと

② 反社会的勢力と次の関係を有していないこと

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

③ 自らの役員(取締役、執行役、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者という)が反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

④ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、個別契約を締結するものではないこと

⑤ 自ら又は第三者を利用して個別契約に関して次の行為をしないこと

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ その他前各号に準ずる行為

2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、個別契約を解除することができる。

ア 前項①乃至④の確約に反する表明をしたことが判明した場合

イ 前項⑤の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定により個別契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。

4 第2項の規定により個別契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

### 第14条(不可抗力免責)

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、同盟罷業その他の争議行為、輸送機関の事故及びその他不可抗力により、個別契約の全部又は一部の

履行の遅延又は履行の不能を生じた場合、当該当事者はこれによる責を負わない。

### 第15条(合意管轄)

個別契約に関連する一切の係争については、訴訟に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専屬的合意管轄裁判所とする。

### 第16条(誠実協議)

個別契約に定めのない事項及び個別契約の解釈に相違のある事項については、個別契約の趣旨に則り、甲及び乙は誠実に協議の上解決する。